

市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程

平成 20 年 9 月 10 日告示第 110 号

改正平成 24 年 1 月 18 日告示第 10 号

改正平成 25 年 1 月 15 日告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、別に定めがあるもののほか、市営建設関連業務の委託契約を締結する場合における競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、建設関連業務とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント
- (3) 土木関係建設コンサルタント
- (4) 地質調査
- (5) 補償関係コンサルタント

(資格の審査)

第 3 条 市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者は、市長が別に定める競争入札等参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

- (1) 建設関連業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者
- (2) 営業又は事業の一部を譲渡した者
- (3) 第 8 条第 2 号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた者
- (4) 第 9 条第 1 項の規定に基づき資格を取り消された場合において、当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者

(資格基準等の公示)

第5条 市長は、資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(名簿の作成及び通知)

第6条 市長は、資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第7条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

2 名簿の有効期間途中において当該名簿に追加して登録された者の有効期間は、当該名簿の有効期間とする。

(資格の喪失)

第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法令の規定により業務に関する登録を抹消されたとき。

(資格の取消し)

第9条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると市長が認めたとき。

(3) 第3条第2項第2号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業務の資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第11条 市長は、当該業務の性質、規模等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認める場合は、名簿に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に作成されている名簿の有効期間の終期は、平成 2 1 年 6 月 3 0 日とする。

附 則

この告示は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。